財団法人中華民国証券グレタイ売買センター

証券会社営業所興櫃株式売買審査準則

**第一章　　総則**

第1条　本準則は証券会社営業所有価証券売買管理細則第8条の規定に従い制定されたものである。

第2条　本準則における主務機関とは、行政院金融監督管理委員会を指す。

第3条　発行者は、本準則に従い、発行した普通株式の証券会社営業所での登録売買（以下、興櫃株式）を財団法人中華民国証券グレタイ売買センター（以下、本センター）へ申請する必要がある。

第4条　本準則に使用する用語の定義：

一、指導契約：発行者が証券会社へのグレタイ売買市場上場（台湾証券取引所上場）に関する事項の依頼について、証券会社と契約したものを指す。

二、指導推薦証券会社：発行者と指導契約を締結した推薦証券会社を指す。

三、投資持株会社：投資を主要な業務とし、被投資会社へ直接的又は子会社を通じた間接的な支配を運営目的とする発行者を指す。

四、被投資会社：以下の被投資会社を指す。

（一）投資持株会社が50%以上の議決権のある発行済株式を直接保有する、又は50%以上出資する各被投資会社。

（二）投資持株会社が子会社を通じて50%以上の議決権のある発行済株式を間接保有する、又は50%以上出資する各被投資会社。

（三）投資持株会社が50%以上の議決権のある発行済株式を直接並びに子会社を通じて間接保有する、又は50%以上出資する各被投資会社。

五、財務報告：連結財務報告を指す。子会社がない場合は個別財務報告を指す。

第5条　興櫃株式のグレタイ売買、売買停止、売買中止の申請（申告）及び、興櫃株式のグレタイ売買期間における発行者の義務について、主務機関の法令により規定されているもの又は外国籍発行者の登記所在地の国（投資株式会社に属する会社の被投資会社の登記所在地を含む）の法令により制限されているものを除き、全て本準則に基づき取り扱う。

**第二章　発行者の申請条件**

第6条　国内の発行者が以下の条件に該当する場合、株式の売買をグレタイ売買として登録することができる。

一、公開発行会社である。

二、証券会社と指導契約を締結している。

三、2社以上の指導推薦証券会社により書面にて推薦されている。但し、そのうちの1社を主幹事証券会社、その他を協力証券会社として指定する必要がある。また、主幹事証券会社より直近１ヶ月の「財務・業務重要事項チェックリスト」（以下、チェックリスト）（添付表一）を提出する必要がある。

四、株式事務を専門的な株式事務代理機構に依頼する必要がある。

五、募集による全部の株券及び債券は、電子化されている。

六、証券取引法第14条の6及びその関連規定に従い給与報酬委員会を設置する必要がある。

②前項第四号の株式事務の取扱を代行する株式事務代理機構又は株式事務部署について、中華民国集中保管結算所股份有限公司（以下、集保結算所）による以下の証明書類を提出する必要がある。

一、株式事務の取扱に関する人員及び設備は「公開発行株式公司服務処理準則」の規定に適合している。

二、直近3年度において、集保結算所の調査を受けた後に、書面にて提示された改善提案に対し改善期限内に改善していない事項はない。

③証券会社、先物業者、金融業者及び保険業者が株式を興櫃株式として申請する場合、目的事業の主務機関から同意書を取得した上で、本センターは当該申請を受理する。

④第①項第三号における「チェックリスト」について、主幹事指導推薦証券会社は、チェックリストの検査項目に関して関連資料を取得し調査手続を月ごとに行い、また調査結果を事実に基づき記入し、関連ワーキングペーパーとともに一冊にまとめる必要がある。

第7条　外国発行者が以下の条件に該当する場合、普通株をグレタイ売買として登録することができる。

一、外国の法律に基づき設立・登記した株式会社であり、「中華民国地域と中国大陸地域との人民関係条例」の関連規定に違反していない。但し、中国大陸地域の人民、法人、団体あるいはその他の機構が持分あるいは出資総額の30%超を直接あるいは間接所有している場合、又は支配力を有している場合、主務機関から許可を取得するほか、「外国発行者による有価証券の募集と発行に係る処理準則」に従い株式の公開発行を追加申請する。

二、発行済記名株式が外国証券市場で上場されていない。

三、証券会社と指導契約を締結している。

四、2社以上の指導推薦証券会社により書面にて推薦されている。但し、そのうちの1社を主幹事証券会社、その他を協力証券会社として指定する必要がある。また、主幹事証券会社より直近１ヶ月の「チェックリスト」（添付表一）を提出する必要がある。

五、株式事務を専門的な株式事務代理機構に依頼する必要がある。

六、中華民国国内において住所又は居住地を有する１名以上の訴訟・非訴訟代理人を指名している。

七、以下事項の遵守を承諾する必要がある。

（一）中華民国証券取引法及び関連法令政策の規定に遵守すること。外国発行者が投資持株会社に属する場合、その被投資会社は上記の規定に従う必要がある。

（二）発行者は、本センターが必要に応じて実施する実地監査あるいは本センターの要請に応じて、委託している会計士又は専門機構が本センターの指定する調査範囲について調査を行い、調査結果を本センターへ提出すること、また関連費用を負担することに合意する。

（三）興櫃登録済株式は株取引口座への振替により交付される。

（四）株主権利の保護に関する重要な事項について、登記所在地国の法令による強行法規に抵触する場合、公開説明書に重大差異事項を強調して開示する必要がある。登記所在地の法令による強行法規に抵触していない場合、会社定款又は組織書類に追加で規定する必要がある。組織書類に追記する場合、会社定款ではこれらの追記事項が当該組織書類に基づき取り扱われる旨を明記する必要がある。また、当該組織書類の改正及び修正の手順は会社定款と同様である。

（五）登記所在地国の法令では株主権利の保護に関する重要な事項について裁判所が管轄するという強行法規があり、中華民国裁判所の管轄権が除外されており、会社定款で中華民国裁判所の管轄権について規定されていない場合、取締役責任保険に加入するほか、興櫃登録期間内には保険契約を継続する必要がある。

八、募集により発行される株券及び債券は電子化されている必要がある。但し、その登記所在地の国の法令により別途に規定されているものはこれに限らない。

九、興櫃株式に係るグレタイ売買契約の締結は中華民国法律に従うべきである。当該契約により生じた紛争を解決するための訴訟管轄裁判所は中華民国台北裁判所とする。

十、証券取引法第14条の6及びその関連規定に従い給与報酬委員会を設置する。

十一、中華民国証券取引法の規定が外国発行者登記所在地国の法令による強行法規に抵触する場合、主務機関が公告した証券取引法の適用免除対象となる特定項目のみ、証券取引法の適用対象から除外することができる。

十二、登記所在地国の法令では株主権利の保護に関する重要な事項について裁判所が管轄するという強行法規があり、中華民国裁判所の管轄権が除外されており、会社定款で中華民国裁判所の管轄権について規定されていない場合、中華民国に戸籍を設ける取締役は少なくとも2名以上でなければならない。

②前項第五号における株式事務の取扱を代行する株式事務代理機構は以下の集保結算所による証明書類を提出する必要がある。

一、株式事務の取扱に関する人員及び設備は「公開発行株式公司服務処理準則」の規定に適合している。

二、直近3年度において、集保結算所の調査を受けた後に、書面にて提示された改善提案に対し改善期限内に改善していない事項はない。

③第①項第四号における「チェックリスト」について、主幹事指導推薦証券会社は、チェックリストの検査項目に関して関連資料を取得し調査手続を月ごとに行い、また調査結果を事実に基づき記入し、関連ワーキングペーパーとともに一冊にまとめる必要がある。

第8条　株式をグレタイ売買株式として登録した発行者は、その指導推薦証券会社の引受購入のために株式を提供する必要がある。また、財団法人証券投資者及び先物取引者保護センターの引受購入のために1,000株を提供する必要がある。その引受購入条件は主幹事証券会社と一致する必要がある。

②前項における引受株数について、本センターからの承認を受けた政府保有株式を除き、指導推薦証券会社がグレタイ売買株式総数の3%以上を引き受けることができる。但し、グレタイ売買株式総数の3%が50万株を下回る場合には、最低50万株を引き受けなければならない。50万株超150万株以下である場合には、グレタイ売買株式総数の3%を、150万株以上である場合には、最低150万株を引き受けなければならない。

③第①項における各指導推薦証券会社は10万株以上を引き受けなければならない。

④第①項における発行者が証券会社である場合、その各指導推薦証券会社の引受株数は予定グレタイ売買株式総数の1％又は50万株（いずれかの低い総株数とする）を上回ることはできない。

⑤第①項における指導推薦証券会社の引受株式（利益、利益準備金及び資本準備金の増資及び現金増資等への振替により取得した株式を含む）について、指導推薦証券会社は、第①項の発行者とその関係会社、内部人員、及びこれら人員により指定されている人員との間に、買戻し、又は一定の期間内に譲渡不可という約定をしてはならない。

**第三章　推薦証券会社**

第9条　本準則第6条第①項第三号及び第7条第①項第四号における指導推薦証券会社は、証券引受業者、証券仲買業者及び証券ディーラーの資格を取得しているほか、以下の条件に該当する必要がある。

一、中華民国証券商業同業公会のメンバー

二、証券会社管理規則第23条の規定に該当する。

三、証券会社管理規則第59条に規定されるリスクベース自己資本比率が200%以上に達する。

四、発行者と指導契約を締結している証券会社である。主幹事推薦証券会社は主幹事指導証券会社とする。

②前項の主幹事指導推薦証券会社（主幹事推薦証券会社と同一の会社である）は以下の条件に該当しなければならない。

一、直近3年間において株式の上場又はグレタイ売買市場上場の初回申請、又は現金増資、又は転換可能社債を取り扱った経験のある主幹事証券会社であり、主務機関による許可を取得しグレタイ売買市場上場している案件が3件以上、又はその引受部門の責任者及び最低3名の引受業務担当者が上記の引受案件の経験を持っている。

二、資格を有している登記済引受業務担当者が10名以上。

第10条　推薦証券会社と発行者が以下のいずれの事項に該当する場合、本センターはその興櫃株式のグレタイ売買推薦案件を拒否することができる。

一、推薦証券会社と発行者が互いに有価証券のグレタイ売買市場上場又は上場評価報告の評価者であること。

二、証券会社管理規則第26条に列挙されている事項。

三、同一の企業グループに属すること。

第11条　指導推薦証券会社は、推薦株式のグレタイ売買開始日から1年以内には辞任することができない。但し、辞任後もなお2社以上の指導推薦証券会社（主幹事指導推薦証券会社を含む）がある場合には、これに限らない。

②指導推薦証券会社は辞任する際に、本センターの指定するインターネット情報申告システムを通じて本センターへ申請する必要がある。また、本センターによる辞任許可日から指導推薦証券会社の身分を喪失する。

第12条　証券会社は、発行者の株式のグレタイ売買開始日から1ヶ月後に、本センターの指定するインターネット情報申告システムを通じて本センターへ当該株式の推薦証券会社の申請を提出することが可能となるが、これは本準則第9条第①項第四号及び第②項に規定されている資格に制限されない。但し、当該証券会社は発行者の株式3万株以上を保有しなければならない。

②証券会社は、前項の規定により興櫃株式のグレタイ売買開始後に推薦証券会社の参加申請を提出した場合、本センターより同意を取得した日から6ヶ月は辞任することができない。

③推薦証券会社は、辞任する際に、辞任申請書を本センターへ正式に提出する必要がある。また、本センターによる回答書に記載している辞任許可日から指導推薦証券会社の身分を喪失する。

第13条　推薦証券会社が以下のいずれの事項に該当する場合、本センターはその推薦資格を取り消すことができる。

一、証券引受業者、証券仲買業者又は証券ディーラーのいずれの資格を喪失した。

二、主務機関により証券取引法等関連規定に基づき、又は中華民国証券取引所股份有限公司によりその営業細則等関連規定に基づき、或いは本センターにより業務規則等関連規定に基づき、営業停止等以上の処分又は処置がされた。

三、リスクベース自己資本比率が3ヶ月連続して150%に達していない。

四、本準則第10条の各号のいずれかに該当している。

第14条　主幹事指導推薦証券会社は、推薦興櫃株式のグレタイ売買期間において本準則第6条第④項又は第7条第③項の規定に従い「チェックリスト」（添付表一の簡約版「チェックリスト」、添付表一の一の完全版「チェックリスト」）を月ごとに作成し、保管する必要がある。また、本センターは不定期でサンプリング調査を行う。

②主幹事指導推薦証券会社は、本センターが指定するインターネット情報申告システムにより、毎月末までに発行者の簡約版「チェックリスト」を申告する必要がある。一方、発行者はグレタイ売買市場上場の申請前3ヶ月から本センターの指定するインターネット情報申告システムを通じて発行者の完全版「チェックリスト」を申告する必要がある。また、関連資料を添付し書面にて本センターへ届け出る必要がある。

③「チェックリスト」に列挙されている重大な事件が発生した場合、主幹事指導推薦証券会社は本センターが指定するインターネット情報申告システムにより、直ちに申告を行う必要がある。また、申告日から5日内に調査を受け、調査結果を本センターが指定するインターネット情報申告システムにて申告し、関連資料を添付して本センターへ報告する必要がある。

第15条　発行者の興櫃株式グレタイ売買市場上場売買期間において、当該発行者と指導契約を締結している証券会社は当該発行者の推薦証券会社ともなる。

②発行者の指導推薦証券会社の身分に異動がある場合、身分が異動した指導推薦証券会社は本センターの指定するインターネット情報申告システムを通じて本センターへ申告する必要がある。

③主幹事指導推薦証券会社に異動がある場合には、異動時に、新任主幹事指導推薦証券会社は発行者のグレタイ売買株式総数の1%以上を保有しなければならない。但し、異動時の発行者のグレタイ売買株式総数の1%が50万株を超過している場合には、最低50万株以上を保有しなければならない。

④主幹事指導推薦証券会社に異動がある場合には、新任主幹事指導推薦証券会社により発行者を指導することとなる。また、当該発行者は、興櫃株式グレタイ売買の主幹事指導推薦証券会社異動日から満6ヶ月後に改めてグレタイ売買市場上場の申請を提出することが可能となる。

**第四章　登録手続**

第16条　発行者は、グレタイ売買株式として株式登録を初回申請する場合には、興櫃株式グレタイ売買申請書（添付一又は添付一の一）を記入し、申請書に記載している添付書類を備えて本センターへ申請を提出する必要がある。

第16条の1　中国地域の人民、法人、団体あるいはその他の機構が持分あるいは出資総額の30％超を直接あるいは間接保有している場合、又は支配力を有している場合、外国発行者は、本センターへ普通株のグレタイ売買登録を申請する前にプロジェクト許可申請書（添付一の二）を記入し、添付すべき書類とともに本センターへ提出する必要がある。本センターが具体的な審査意見を主務機関へ報告し、主務機関から当該プロジェクト申請の許可を受けた後、発行者は普通株のグレタイ売買登録申請を提出することができる。

②外国発行者は主務機関による通達発行日から3ヶ月内に普通株のグレタイ売買登録申請を提出する必要がある。期限を超過した場合、本センターへ再申請する必要がある。

③外国発行者は本センターへ普通株のグレタイ売買登録を申請する際に、中華民国証券取引法の規定がその登記所在地の法令の強行法規に抵触する場合、申請前にプロジェクト許可申請書（添付一の三）を記入し、添付すべき書類とともに本センターへ提出する必要がある。本センターは具体的な審査意見を主務機関へ報告し、主務機関が当該外国発行者の証券取引法適用免除対象特定項目の範囲を公告した後、通達を発行し当該外国発行者へ送付する。

④前項の外国発行者のプロジェクト申請許可項目が主務機関の公告した証券取引法適用免除対象特定項目範囲に含まれる場合、本センターは審査を行った後、通達を発行し当該外国発行者へ送付する。

第17条　本センターは、興櫃株式グレタイ売買申請を受理した後、「発行者による興櫃株式申請の申請書類記録表」（添付二又は添付二の一）を作成する必要がある。また、調査によりグレタイ売買登録条件に該当する申請書類について、申請書類の受取日から3営業日内に対象別に以下の通り取り扱う。

一、国内の発行者

同意書を発行し、市場へグレタイ売買開始日を公告し、その概況資料を本センターのウェブサイトへ少なくとも5営業日開示する。

二、外国発行者

興櫃登録要件に該当することを証明する書類を発行し、発行者が株式公開発行の発効証明書類を追加提出した後に、同意書を発行し市場へグレタイ売買開始日を公告し、その概況資料を本センターのウェブサイトへ少なくとも5営業日開示する。

②前項の会社概況資料には、株式番号、会社名、董事長、総経理、資本金、資本総額、主要な営業項目、主要な製品、直近5年間の要約包括損益計算書、直近5年間の要約貸借対照表等の資料を含まなければならない。

③発行者の株式グレタイ売買登録が本センターにより許可された場合、発行者は本センターと興櫃株式グレタイ売買契約（添付三又は添付三の一）を締結しなければならない。本センターは興櫃株式グレタイ売買契約を月ごとにまとめて主務機関へ審査のために提出する。

第18条　発行者が提出した申請書類が不完全である場合、本センターはその補足すべき資料を説明し所定期限内に関連書類を補足するように発行者へ要請する必要がある。

②発行者が本センターの所定期限内に書類を補足した場合には、案件担当者は本準則第17条に規定されている手続に従い、改めて処理する必要がある。発行者が所定期限内に書類を補足していない場合には、案件担当者は発行者の株式の興櫃登録に同意しない意見書を直ちに作成し、内部承認プロセスにより承認を取得した後、当該申請案件を却下する。

第19条　本センターは、発行者より提出された申請書類を審査しグレタイ売買の登録条件に適合しないと判断した場合、又は主幹事指導推薦証券会社より提出された「チェックリスト」に重大な異常があるという調査結果が出た場合、株式の興櫃登録に同意しない意見書を作成し、内部承認プロセスにより承認を取得した後、当該申請案件を却下する。

第20条　案件担当者は、随時調査のために興櫃株式のグレタイ売買申請に係る調査資料及び関連書類を1冊にまとめフォルダを作成して保管する必要がある。

第21条　発行者は、本センターから本準則第17条第①項の規定に基づく以下の通知を受けた日から2営業日内に以下の事項を本センターへ行う必要がある。

一、グレタイ売買費用の支払

二、その他本センターが指定する必要な書類

第22条　国内の発行者が普通株の新株を再発行する場合、新株を株主へ交付した日からグレタイ売買を開始する。国内の発行者は、新株グレタイ売買の2営業日前に興櫃株式増資新株グレタイ売買申告書（添付四）及び関連書類を本センターへ提出し、グレタイ売買費用を支払う必要がある。

②国内の発行者は、募集により発行した新株引受権付き特別株、転換可能特別株、新株引受権付き社債を引き受けるか、又はグレタイ登録済み普通株と同種類の株式へ転換した場合、有価証券転換申告書（添付四の一）により本センターへ申告する必要がある。

③前二項の国内の発行者による増資新株グレタイ売買申告書又は有価証券転換申告書は、興櫃株式グレタイ売買契約の一部となる。

第23条　外国発行者は中華民国国内で現金増資による新株発行を申請する場合、主務機関へ申告し、それが発効した後、新株を株主へ交付した日からグレタイ売買センターで取引することができる。外国発行者は新株のグレタイ売買センターでの売買開始日前10営業日に興櫃株式増資新株グレタイ売買申告書（一）（添付四の三）及びその関連書類を本センターへ提出し、グレタイ売買費用を支払う必要がある。

②前項の外国発行者の増資新株グレタイ売買申請（申告）書は、興櫃株式グレタイ売買契約の一部となる。

③株式の額面が設定されていない場合、又は額面がNT$10ではない場合、第1項の規定により提出する公開説明書は、「会社が有価証券を募集・発行する際の公開説明書記載事項準則」第19条における「『払込資本額の10%』を『親会社株主に帰属する持分の5%』へ変更する。」との規定及び第25条における「『払込資本額の20%』を『親会社株主に帰属する持分の10%』へ変更する。」との規定を適用する。

第24条　外国発行者は、無償配当株式に属する普通株の新株を再発行する場合、新株グレタイ売買の10営業日前に興櫃株式増資新株グレタイ売買申告書（二）（添付四の四）及びその関連書類を本センターへ提出し、グレタイ売買費用を支払う必要がある。新株を株主へ交付する日からグレタイ売買が開始する。

②前項の外国発行者の増資新株グレタイ売買申告書は、興櫃株式グレタイ売買契約の一部となる。

第25条　本センターは、発行者の新株グレタイ売買申告時において、関連書類を調査した後に市場公告を行う。

第五章　グレタイ売買の開始及び情報の開示

第26条　興櫃株式の発行者が委託する専門株式事務代理機構又は自社の株式事務部署の株式事務担当者及び設備は「公開発行株式公司株式事務処理準則」の規定に該当する必要がある。また、直近3年度において台湾集保結算所（TDCC）による審査後に書面にて改善意見が提示され、改善期限を超過しても改善していないといった状況があってはならない。興櫃株式の発行者はその事務所及び責任者の氏名を本センターへ通知する必要がある。変更の際も同様である。但し、既に専門株式事務代理機構に委託した場合、委託を取り消して自社で行うことができない。

②発行者は、株式事務について、主務機関により公布されている「公開発行株式公司株式事務処理準則」の規定に従い取り扱うべきである。但し、外国発行者の登記所在地の法令により別途に規定されているものはこれに限らない。株式の額面が設定されていない場合、又は１株当たりの額面がNT$10ではない場合は上記の処理準則第14条の規定を適用しない。

③発行者は、増資による株式又は減資後交換される新株に係るグレタイ売買を申請（申告）する際に、株券が電子化されていることが登録された証明書類を取得する必要がある。

第27条　発行者は、会社名、発行株数又はその他事項の変更のために株式を交換する必要がある場合、変更した後に、法令の規定に従い株式変更内容申告書（添付五又は添付五の一）及びその関連書類を本センターへ提出し、本センターにより株式再発行申告作業が行われる。

②前項の関連書類における株式再発行作業計画書に以下の事項を記載しなければならない。

一、旧株の名義書換停止期間は10日を超えてはならない。上記の期間は最低5日とする。但し、会社法第168条の1の規定に従い名義書換停止期間の延長が必要となる場合、又は本センターにより同意を得た場合には、これに限らない。

二、減資又はその他の原因により新旧株式の権利義務が一致していない場合、旧株の市場での売買停止期間を制定する必要がある。当該期間は旧株の名義書換停止日前の第2営業日から起算する。

三、新株再発行基準日について、会社法第165条の規定に従い、旧株の名義書換停止日から第5日とする。

四、新株のグレタイ売買開始日と旧株のグレタイ売買停止日は同日にしなければならない。

③本センターは、株式再発行作業申告案件を受理し、提出された書類内容が規定に該当することを確認した後に、本準則第29条に従い株主名簿の記載変更の停止作業を行うことを発行者へ書面にて通知する。

④発行者が会社名を変更した場合、当該変更申請の許可日から3年内に、全部の発行済み有価証券及びその他公開すべき情報の新旧会社名称対照表を開示する必要がある。また、会社名変更後の3ヶ月連続して、本センターによる所定インターネット情報申告システムへ重大情報として毎日入力し公告する必要がある。

第28条　発行者が減資により株式を交換する場合、株式再発行作業計画書に「再発行計画について本センターからの同意を得た日から3ヶ月内に新株再発行作業を行う」という規定を明確に記載しなければならない。その後、再発行計画に基づき確実に実行し、作業遅延又は異常が発生する可能性がある場合、予め本センターへ書面にて通報し、また副本を主幹事指導推薦証券会社へ送付する必要がある。

②国内の発行者は減資による再発行新株のグレタイ売買の3営業日前に、外国発行者は10営業日前に、興櫃株式の減資による再発行新株のグレタイ売買申告書（添付五の二及び添付五の三）及びその関連書類を本センターへ送付する必要があり、また株主へ交付した日からグレタイ売買を開始する。

③発行者は、再発行株数がグレタイ売買株式総数の30%に達している場合、又はグレタイ売買株式総数の30%に達していないが、新株グレタイ売買開始日から再発行事務を随時に行い、また旧株を取得した当日に決済のための新株を再発行することを書面にて承諾している場合、新株のグレタイ売買開始期日を設定し本センターへ申請することが可能となる。

④発行者が上記の承諾書を提示していない場合、その新株グレタイ売買開始期日は新株再発行日から30日を超えてはならない。新株グレタイ売買が開始した後、発行者は再発行事務を随時に行い、また旧株を取得した当日に決済のための新株を再発行しなければならない。

第29条　発行者は、会社法第165条又は登記所在地の法令の規定に従い、株主名簿の記載変更を停止する場合、株主総会による名義書換停止日の前12営業日に本センターの所定インターネット情報申告システムにおいて公告する必要がある。

②外国発行者は会計年度終了後6ヶ月内に定期株主総会を行う必要がある。定期株主総会の開催前30日に各株主へ通知する必要がある。但し、外国発行者は登記所在地の法令規定により定期株主総会の開催前30日に開催通知書を発送することができない場合、遅くても開催前21日に各株主へ通知する必要がある。

③発行者は、特殊な事情であって必要である場合、第①項の所定期日に株主総会の開催期日、事由を公告した後、少なくとも株主総会の開催前40日に株式利息、利益の金額又は権利分配の内容を本センターの所定インターネット情報申告システムにおいて追加公告する必要がある。但し、外国発行者は登記所在地の法令規定により定期株主総会の開催前30日に開催通知書を発送することができない場合、本センターが規定する開催通知書を遅くても発生日前10日に追加公告する必要がある。また、発行者は、少なくとも株主名簿の記載変更停止日の前12営業日に、株式利息及び利益又はその他の利益を分配する基準日を決定し、本センターの所定インターネット情報申告システムにおいて公告する必要がある。

④興櫃会社は、上記の公告事項を事後に変更した場合、又は本センターの所定期限内に公告せず、取引に係る紛争及び売買双方のいずれかに損失が生じた場合、全ての責任を負うこととなる。

第29の1条　外国発行者は証券会社の営業所から株式を買い戻す前に、「華僑及び外国人向け証券投資細則」及び本センターの「証券会社営業所による有価証券売買業務に関する規則」第46条の5の規定に基づき、台湾証券取引所股份有限公司で登記して身分番号を取得し、グレタイ売買の証券専門口座を開設する必要がある。

②外国発行者は株式を買い戻し株式の抹消作業を行った後、抹消作業完了日から10日内に、取締役会による抹消決議の議事録及び登記所在地の主務機関による株式抹消証明書等書類を添付し、本センターへ申告する必要がある。但し、登記所在地の法令により主務機関への株式抹消申請が不要である場合、弁護士・会計士による意見書あるいはその他株式抹消作業の完了を証明できる書類にて代替することができる。

第30条　国内の発行者は、各会計年度の終了後の4ヶ月内に会計士による監査済みの個別及び連結年度財務報告各二部を書面にて本センターへ申告する必要がある。また、各会計年度第2四半期終了後45日内に、会計士によるレビュー済み第2四半期財務報告二部を書面にて本センターへ申告する。年度財務報告の場合には関係会社の連結財務諸表二部を追加提出する必要がある。但し、国内発行者は証券業者、先物業者、金融業者及び保険業者である場合、会計士による監査済財務報告二部を提出する必要がある。

②国内の発行者は、株式のグレタイ売買市場上場又は上場を申請する場合、申請書類提出後のグレタイ登録までの期間内に、グレタイ売買市場上場（上場）会社と同様で主務機関の所定期限内に会計士によるレビュー済み第1四半期及び第3四半期の財務報告各二部を書面にて本センターへ申告する必要がある。但し、発行者が自ら申請を撤回した場合、又は申請が却下された場合には、申告は不要となる。

第31条　外国発行者は、各会計年度の終了後の4ヶ月内に、会計士による監査済み年度財務報告二部、並びに各会計年度第2四半期終了後45日内に、会計士によるレビュー済み第2四半期財務報告二部を書面にて本センターへ申告する必要がある。中華民国の「証券発行者財務報告作成準則」及び一般に公正妥当と認められる会計方針に準拠して年度財務報告を作成した発行者は、当該作成準則第7条第1項における年度個別財務報告の作成に関する規定を適用しない。但し、その登記所在地国の法令により個別財務報告の作成が必要であると別途に規定される、又は個別財務報告に基づき配当分配を行う場合は、個別財務報告を合わせて公告・申告する必要がある

②外国発行者は、株式のグレタイ売買市場上場又は上場を申請する場合、申請書類提出後のグレタイ登録までの期間内に、グレタイ売買市場上場（上場）会社と同様で主務機関の所定期限内に会計士によるレビュー済み第1四半期及び第3四半期財務報告各二部を書面にて申告する必要がある。但し、発行者が自ら申請を撤回した場合、又は申請が却下された場合には、申告は不要となる。

③第①項及び第②項に称する連結財務報告は以下の規定に従わなければならない。

（一）新台幣を金額の単位として作成する。

（二）中国語版を主とし、英語訳を追加提出する。

（三）中華民国、米国又は国際財務報告基準に基づき作成する。

（四）二つの会計期間の対照比較方法を採用する。編製内容には連結貸借対照表、包括利益計算書、連結キャッシュフロー計算書、持分変動計算書及びその注記あるいは付表を組み入れる。財務報告の注記には採用する会計基準を明記する。中華民国の会計基準に基づき作成する場合には、中華民国の「証券発行者財務報告作成準則」の規定に従い取り扱う必要がある。但し、第24条の規定を適用しない。中華民国の会計基準を採用しない場合には、二つ会計期間の貸借対照表及び包括利益計算書の勘定科目により中華民国の会計基準との差異（重大な差異のある科目及び影響額）を開示する。

（五）主務機関の公開会社財務諸表の監査認証を実施可能と認めた公認会計士2名により監査（又はレビュー）報告書が作成されるか、又は上記の公認会計士と提携関係がある国際的なネットワークを有する監査法人による監査（又はレビュー）を受け、中華民国の公認会計士のサインにより監査報告書が作成される。

（六）董事長、支配人及び会計主務による署名又は捺印を受け、財務報告の内容に虚偽又は隠蔽の無いことを声明する声明書を提出する。

（七）公認会計士は、監査（レビュー）報告書に、外国発行者の採用する会計方針、採用する会計方針と中華民国の一般に公正妥当と認められる会計方針との差異点及び注記、並びに中華民国の一般に公正妥当と認められる監査基準及び「公認会計士の財務諸表監査規則」に準拠し監査を行うこと（又は中華民国監査準則公報第36号「財務諸表の監査」に準拠して計画を策定しレビュー作業を行うこと）を明記する必要がある。

（八）株式の額面が設定されていない場合、又は額面がNT$10ではない場合、「証券発行者財務報告作成準則」第6条における「『払込資本額の5%』を『親会社株主に帰属する持分の2.5%』へ変更する。」との規定及び第17条における「『払込資本額の20％』を『親会社株主に帰属する持分の10%』へ変更する。」との規定を適用する。

第32条　本センターは、規定又は正当な理由により期限内に興櫃株式グレタイ売買に関する資料の提供を発行者へ要求することができる。

②発行者が前項の規定に従い本センターへ提供している諸表又は資料に虚偽があった場合には、当該発行者は責任を負う必要がある。

第33条　発行者は、下記の情報を規定された期限内に規定の様式により本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力する必要がある。

一、会社及び重要な子会社の基本資料：グレタイ売買開始前、並びにその後の変動時に入力する。

二、個別及び連結年度財務報告、第2四半期財務報告の貸借対照表、包括利益計算書、キャッシュフロー計算書、持分変動計算書、公認会計士監査（又はレビュー）報告書及び公認会計士名称、財務諸表注記開示関連事項（関係会社との取引、貸付金及び裏書保証）：第30条第①項又は第31条第①項に規定されている期限内に申告する。

三、株式のグレタイ売買市場上場又は上場を申請する場合には、申請書類提出後のグレタイ登録までの期間内に、第1四半期及び第3四半期の貸借対照表、包括利益計算書、キャッシュフロー計算書、持分変動計算書、公認会計士監査（レビュー）報告書及び公認会計士の名称（但し、発行者が自ら申請を取消又は棄却した場合、申告は不要となる。）：第30条第①項又は第31条第①項規定されている期限内に申告する。

四、売上高、貸付資金、裏書保証金額、明細表及び金融派生商品取引：

（一）売上高：毎月10日までに前月の資料を開示する。自己計算損益を自発的に公告する場合、少なくとも当月（当四半期）の終了後の翌月末までに申告し、かつ当該年度終了までに継続して公告する必要がある。なお、公告内容には当月（当四半期）までの自己計算「営業利益」、「税引前損益」及び「包括利益」の三項目を組み入れる必要がある。また、各四半期の自己計算税引前損益累計額と公認会計士による監査（レビュー）額との差額が20%に達した場合には、その差異の原因を申告する必要がある。

（二）興櫃会社及びその子会社の貸付資金及び裏書保証限度額、明細表：毎月10日までに前月の資料を申告する。

（三）興櫃会社及び中華民国国内で株式を発行していない子会社が行う派生商品の取引情報：毎月10日までに前月の情報を申告する。

五、「取締役・監査役・支配人及びその所有する持分10%超の株主」（以下、内部者）及びその関係者の就任・解任、持分変動及び質権設定・解除に関する資料：（一）会社は本号に規定する人員が就任又は解任する場合、発生後2日以内に就任又は解任資料を申告する。（二）毎月15日までに前月の持分変動資料を申告する。（三）会社は質権の設定及び解除後の5日内に申告しなければならない。

本号に称する関係者とは、内部者の配偶者、未成年子女及び株式の名義を内部者に貸した者を指す。

六、財務見込みに係る情報を自発的に公開する会社：主務機関による「公開会社公開財務見込みに係る情報処理準則」に規定されている申告の公告関連事項及び期限に従い公告を行う。

七、株主総会期日の公告・申告：株主総会は、株式の名義書換停止日の前12営業日に本センターの所定インターネット情報申告システムにて申告を行い、申告後の2日内に株主総会期日を入力する。また、会計年度について12月決算制を採用する会社は毎年の3月15日までに、12月決算制を採用していない会社は各営業年度終了後75日内に、当年度の株主総会開会期日を申告し、申告後に開会期日に変動がある場合、申告を公告する前に修正しなければならない。

八、会社の株式利息及び現金配当又はその他利益分配の基準日の公告・申告：株主名簿の記載変更停止日の少なくとも12営業日前、本センターの所定インターネット情報申告システムにて公告を行い、申告後の2日内に基準日を入力する。但し、第29条第②項に該当する場合には、株主総会開会日の少なくとも40日前に株式利息、利益の金額又は権利分配の内容を追加公告し、申告後の2日内に入力する。

九、中国大陸への投資の申告作業：年度資料の申告期限は各営業年度終了後の4ヶ月内とする。中間年度資料の申告期限は各営業年度終了後の45日以内とする。

十、海外子会社への投資に関する情報：年度資料の申告期限は各営業年度終了後の4ヶ月内とする。中間年度資料の申告期限は各営業年度終了後の45日以内とする。

十一、当年度の配当状況：取締役会の決議及び、株主総会による確認がされた後、次の営業日の取引開始前に入力する。

十二、興櫃会社の華僑・外国人投資持分分析表：（一）増資による株式配当（二）海外預託証券（新旧株ともに含む）、海外転換可能社債及び新株引受権付き有価証券又は海外株式の私募又は公開発行（三）減資（四）合併（五）公開買収（六）興櫃会社の現金配当、自己株譲渡又は外国籍従業員への新株引受権証憑の発行（七）グレタイ売買市場上場の初回登録又は新設会社のグレタイ売買市場上場登録（八）株主総会開会、これらの時点において入力する。各項の申告期限は華僑・外国人投資持分状況申告作業に規定されている申告期限とする。

十三、社債情報：（一）主務機関への申告が発効した後の1日内に、基本資料及び、会社法第248条第1項第5号に基づく社債の償還計画と保管方法等関連資料を入力する。（二）社債発行日から満期日までの存続期間において、各四半期終了後の10日内に前四半期の自己計算資料を申告する必要がある。また、会計士による監査済み財務諸表の申告時に実際の数値データを入力する。社債満期日又は債権者による償還請求日の1年前の存続期間において、毎月10日までに前月の自己計算データを入力する必要がある。（三）社債満期日の前6ヶ月又は債権者による償還請求日の前6ヶ月の存続期間において、毎月10日までに、会社法第248条第1項第5号に従い申告した社債の償還計画と保管方法に係る償還金の源泉及びその具体的な説明を入力する。

十四、興櫃会社の産業分類基本資料：年度資料の申告期限は各営業年度終了後の4ヶ月内とする。中間年度資料の申告期限は各営業年度終了後の45日以内とする。

十五、株主総会議事録内容に係る電子ファイルの申告：定期株主総会開会日の前30日又は臨時株主総会開会日の前15日に、定期株主総会の開会通知書、委託書用紙、関連承認案件、検討案件、取締役・監査役の選任又は解任事項等各議案の提出理由及び説明資料の電子ファイルを申告する。定期株主総会開会日の前21日又は臨時株主総会開会日の前15日に、株主総会議事録及び会議補足資料の電子ファイルを申告する。株主総会開会日の前1日に、主務機関の規定に基づき作成された年度監査報告書を申告する。但し、外国発行者は登記所在地の法令の規定により定期株主総会開催日の30日前までに開催通知書を発送することができない場合、本センターが規定した定期株主総会開催通知書の最終発送日までに、定期株主総会の開会通知書、委託書用紙、関連承認案件、検討案件、取締役・監査役の選任又は解任事項等各議案の提出理由及び説明資料の電子ファイルを申告する。また、定期株主総会開催通知書の発送日に株主総会の議事マニュアル及び会議補足資料の電子ファイルを申告する必要がある。

十六、財務会計上の比率の重大変動に関する説明及び財務分析資料：各会計年度終了後の4ヶ月内に入力する。

十七、現金増資、社債発行及び海外社債に関する情報：主務機関への申告発効日の翌日に現金増資あるいは社債発行計画の基本資料を入力する。また、関連資料に変更があった場合には即時に更新する。各四半期終了後の10日内に資金運用状況に係る四半期財務諸表を申告する。取締役会の決議を以って変更する場合には、決議後の2日内に変更資料を入力する。

十八、国内外有価証券転換申告書：毎月5日までに前月の資料を入力する。

十九、以下の期限内に「公開会社の有価証券私募に留意事項」の規定に従い有価証券私募の申告に関する情報を公告する。

（一）取締役会による決議日から2日内に、証券取引法第43条の6第6項における公告すべき申告事項に準拠する。

（二）株主総会開会通知書を送付した後に応募者を決定する場合には、決定日から2日内。

（三）私募の価格決定日から2日内

（四）私募資本金又は資金の納付完了日から15日内

（五）各四半期終了後の10日内

（六）応募者が会社内部の人員であり、資本金又は資金納付完了日の前後3ヶ月内において当該会社の株式を売却した場合、資本金又は資金納付完了日から15日内に、又は事実発生日から2日内に関連情報を申告する。

二十、社債転換異動資料：社債転換の価格調整又はその他発行条件の異動の発生日に入力する。

二十一、従業員新株引受権証憑に関する情報：（一）主務機関への申告発効日の翌日に発行及び株式引受方法等基本資料を入力する。（二）発行日及び発行期間満期日の翌日に実際の発行状況等資料を入力する。（三）取締役会の決議を以って従業員新株引受権として株式を買い戻した。従業員新株引受権証憑の権利行使日から2日以内に引受予定株式の原価、従業員の引受価格と会社の株式取得原価の差額、株主持分に対する影響を入力する。

従業員制限新株の発行：（一）主務機関への申告発効日の翌日に発行方法及び株主持分が希薄化される可能性を入力する。（二）新株発行日の翌日に発行資料を入力する。（三）従業員が確定条件を満たした日の翌日に従業員制限新株の制限解除情報を入力する。（四）株式を回収又は買戻した日の翌日に回収又は買戻しの情報を入力する。

二十二、法人説明会の開催あるいは出席に関する財務・業務情報：興櫃会社は法人説明会の開催あるいは出席をした場合その情報を本センターの指定するインターネット情報申告システムで開示する必要がある。また、関連財務・業務情報の内容を中国語及び英語で入力する。数日数回にわたる法人説明会については、その内容が同様である場合、遅くとも初回開催の当日に当該内容を申告すれば足り、毎日の入力は不要である。興櫃会社は自ら法人説明会を開催する、または法人説明会に招待される場合、以下の事項を遵守する必要がある。

（一）本センターの取引時間内に開催することができない。但し、以下の場合は除外する。

1.海外法人説明会では時差があり、本センターの取引時間内に開催することとなる場合

2.法人説明会に招待される場合

3.その他、本センターへ申請し、本センターが開催する必要があると認める場合

（二）遅くても開催日前1日あるいは出席日前1日に時間及び場所を公告する。

（三）遅くても会議当日に本センターの指定するインターネット情報申告システムに全ての新聞記事内容及び財務業務情報を入力する。但し、取引時間内に開催又は出席する場合、会議開催までに取引時間以外の時間で行うこと。

（四）会議中で開示する財務業務情報は申告した情報の内容より多くなってはならない。

二十三、主務機関による「公開会社の資産取得又は処分処理準則」第24条、第30条、第31条及び「公開会社の資金貸付及び裏書保証処理準則」第22条及び第25条に規定される公告・申告すべき事項：事実発生日当日から2日以内に入力する。

二十四、興櫃会社及びその子会社の私募有価証券の取得又は処分に関する情報：発生日から2日内に入力する。

二十五、財務報告の修正又は補正：興櫃会社は、公認会計士による監査又はレビュー済み財務諸表の申告を公告する際に、修正又は補正を要する事項がある場合には投資者へ開示し周知すべきである。また、証券取引法施行細則第6条の規定を適用しておらず、財務報告の再編成が不要である場合、発生日から2日内に関連情報を入力する必要がある。

二十六、証券取引法に基づく機能性委員会の設立に関する情報：機能性委員会の設立又は廃止後、及びそのメンバーの選任又は異動後の2日内に入力する。

二十七、年度内部統制制度声明書に関する情報：営業年度終了後4ヶ月以内に内部統制制度声明書を申告する。

二十八、内部統制監査報告書に関する情報：会計士による内部統制監査報告書を取得した後2日以内に申告する。

二十九、主務機関の「公開会社の有価証券を公開購買する場合の管理細則」に規定される公告・申告すべき事項

三十、主務機関の「証券発行者の財務報告作成準則」第6条に規定される申告すべき会計変動情報：

（一）取締役会による決議日当日から2日以内に会計方針あるいは会計上の見積事項に関する変動情報を入力する。

（二）会計変動について遡及適用変更年度の前年度の実際影響額と当初公告・申告額の差額がNT$1千万以上、且つ前年度の純売上高の１％あるいは資本金の5%以上に達した場合、新たな会計方針へ変更した年度の2月末までに差異の原因及び関連情報を申告する必要がある。

（三）外国会社の株式の額面が設定されていない場合、又は額面がNT$10ではない場合、前号の「資本金の5%以上」を「親会社株主に帰属する持分の2.5%」へ読み替える。

三十一、重要子会社の異動説明表：異動後2日以内に異動原因を入力し、5日以内に当該説明表及び関連証明書類を添付して本センターへ申告する。

三十二、その他の本センターにより公告又は通知された申告すべき事項における申告情報を期限内に申告する。

②前項各号に列挙されている情報の申告期限は中華民国時間、その申告内容は中国語版による。但し、英語訳文の追加は可能である。上記の中国語・英語で申告する内容に虚偽、隠蔽あるいは誤解を招くものがあってはならない。外国発行者は情報の申告代行を訴訟及び非訴訟代理人に委託することができる。

③外国発行者は、登記所在地の法令規定により申告が不要である場合、又はその他合理的な原因により本センターから同意を得た場合、第①項第四号の売上高に係るものを公告・申告する必要がない。

第34条　発行者が以下各号のいずれかに該当する場合、発生日の次の営業日の取引時間開始前に当該情報を本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力する。但し、入力前に発表されたニュース記事がある場合には、同時に当該記事を入力する。

一、会社、その責任者又はその親会社又はその子会社において預金不足による手形不渡り、取引拒否、又はその他信用喪失に係る事情がある場合。

二、会社及びその責任者が訴訟、非訟、行政処分、行政争訟、仮差押、仮処分又は強制執行等事件により会社の財務又は業務へ重大な影響を与えている場合。或いは、会社の代表取締役又は支配人が証券取引法、会社法、銀行法、金融持分会社法、商業会計法に違反する、又は横領、汚職、詐欺、背信、侵害により起訴される場合。

三、重大な減産、全部又は一部の生産停止、会社の工場又は主要な設備の賃貸、全部又は主要な構成の資産が担保となることにより会社の財務又は業務に重大な影響を与える場合。

四、会社法第185条第1項に規定されている各号事項のいずれかに該当する場合。

五、会社又はその親会社、子会社が会社更生又は破産の手続を行う場合、及び手続におけるすべての発生事件（全ての申請、裁判所による全ての通知又は裁定、又は会社法、破産法等関連法令に基づく裁判所による株式譲渡禁止の裁定、保全処分を含む）、又は上記の事項に重大な変更がある場合。

六、代表取締役、総経理、法人取締役及びその代表人、法人監査役及びその代表人、独立取締役、自然人取締役、自然人監査役あるいは証券取引法に基づき設立した機能性委員会のメンバーの委任（専任）及び変動があった場合には変動した者。取締役の変動が三分の一以上に達している、又は独立取締役が全員解任された場合には、その事実及び内容。

七、会計士を変更する場合。但し、会計士事務所内部の調整により担当会計士が同一会計士事務所の他の会計士へ変更される場合にはこの限りではない。

八、重要な覚書、策略連盟、その他業務提携計画、相互に競合しない承諾、又は重要な契約の締結、変更、中止又は解除、及び業務計画の重要内容の変更、新製品開発完了、又は試験製品が開発成功かつ量産段階へ入ったことにより、会社の財務又は業務に重大な影響を与える場合。

九、取締役会の決議を以って、減資、合併、分割、買収、株式の交換、転換又は譲渡、解散、増資による新株の発行、減資及び現金増資基準日、社債の発行、従業員新株引受権証書の発行、従業員制限新株の発行、その他の有価証券の発行、有価証券の私募、金融持株会社の設立又は金融持株会社への転換或いは持株会社又はその子会社への投資への参与を行う、又は上記の事項に重大な変更がある場合；合併、分割、買収へ参与し、株式引受・譲渡会社の取締役会又は株主総会の開会日が決議日と同様でない場合；合併、分割、買収へ参与したが、株式引受・譲渡会社の株主総会が事情により開催されていない、又は発行者と株式引受・譲渡会社のいずれかが合併、分割、買収或いは株式の引受・譲渡議案を否決した場合；又は、取締役会が合併を決議した後に合併計画実行中において合併決議を取り消した場合。

十、主務機関による「公開会社有価証券の公開買収に対する管理細則」に規定されている公告・申告すべき事項がある場合。

十一、会社発言者、発言代理人、重要な運営管理職（例えば、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高マーケティング責任者（CMO）、最高戦略責任者（CSO）及びそれらに相当する職位）訴訟及び非訴訟代理人、財務責任者、会計責任者、研究開発責任者又は内部監査責任者等の人事異動があった場合。

十二、取締役会が財務見込に係る情報の公開を決議した場合；財務見込に係る情報の不適用、更正或いは更新を行う場合；全ての財務見込を公開した会社の下記のいずれかの差額が20%以上、金額がNTD3,000万かつ払込資本額の0.5%に達する場合。但し、株式の額面が設定されていない場合、又は額面がNT$10ではない場合、上記の「払込資本額の0.5%以上」を「親会社株主に帰属する持分の0.25%」へ読み替える。

（一）年度終了後の1ヶ月内に公告・申告した自己計算包括利益と直近の公告・申告した包括利益見込額との差額

（二）公告・申告した年度財務諸表における包括利益の実際額と見積額の差額

（三）公告・申告した年度財務諸表における包括利益の実際額と年度終了後の1ヶ月内に公告・申告した自己計算包括利益の差額

十三、取締役会又は株主総会が決議した直接又は間接投資計画に係る金額が当該会社の財務諸表における資本金の20%かつNTD1億以上に達する場合、又は上記の事項に重大な変更がある場合。株式の額面が設定されていない場合、又は額面がNT$10ではない場合、上記の「資本金の20%以上」を「親会社株主に帰属する持分の10%」へ読み替える。

十四、現金増資又は社債募集計画の申告が発効した後、並びに有価証券私募計画が取締役会又は株主総会を通過した後、当該計画が取締役会の決議を以って変更される場合。

十五、株主総会又は臨時株主総会による重要な決議事項。

十六、会社の内部統制に重大な不正行為及び関係会社間取引又は資産横領が発生した場合。

十七、会社及び国内で株式を公開発行していない子会社について、資産を取得又は処分する際に、主務機関による「公開会社資産取得又は処分処理準則」第3条における資産の適用範囲に該当し、第30条及び第31条各号により公告・申告を行う必要がある場合；又は、会社が行っている派生商品取引における未実現損失が親会社株主に帰属する持分の3%以上を占める場合。但し、以下のいずれかの場合は除外する。

（一）会社は本準則第34条第1項第9号の規定に基づき合併、分割、買収又は株式引受・譲渡を行う。

（二）本準則第34条第1項第18号の規定に基づき私募有価証券の取得・処分を申告する。

（三）各種非私募のオープンファンドを取得・処分する。

（四）毎月に申告する派生商品の取引情報

十八、興櫃会社及びその子会社が私募有価証券を取得・処分する場合。

十九、会社が「公開会社の資金融資及び裏書保証の処理準則」第25条の規定により裏書保証を公告・申告する必要がある場合。又は、会社のグループ企業に対する裏書総額が会社の直近の財務諸表における資本純額の50%以上に達している場合。

二十、会社が「公開会社の資金融資及び裏書保証の処理準則」第22条の規定により他人への資金貸付を公告・申告する必要がある場合。

二十一、災難、抗議活動、ストライキ、環境汚染又はその他重大な事情により会社へ重大な損害を与える場合、又は関連機関により作業停止、営業停止、関連許可証の廃止又は取消が命じられる、或いは過料金額がNTD10万以上に達する等事情が重大である場合。

二十二、取締役会（又は株主総会）にて支配人（又は取締役）の競業行為が許可される場合。支配人が自営で又は他人のために同種の業務を経営していること、或いは取締役が自分又は他人のために会社の営業範囲内の行為をしていることを会社が承知し、また支配人あるいは取締役が行っている投資又は営業が中国大陸地域の事業に属し、規定により取締役会（又は株主総会）の許可を取得していない場合。又は、上記の事項に重大な変動がある場合。

二十三、会社の関係会社又は主要な債務者又はその連帯保証人が手形不渡りとされる、又は破産及び更正の申請を行う場合、又はその他類似している事情がある場合。会社が裏書にて保証する主要な債務者が期限到来の手形、ローン及びその他の債務を弁済することができない場合。

二十四、会社が期限内に財務諸表を公告・申告していない場合。作成した財務諸表に誤謬又は漏れがあり、証券取引法施行細則第6条の規定により訂正する必要がある場合。公告・申告する財務諸表は会計士による無限定適正意見又は限定付適正意見以外の意見を受けている場合。公告・申告する財務諸表は会計士による非無限定適正意見を受けているが、法により損失を年毎に償却する場合、又は中間財務諸表について、重要ではない子会社、持分法による投資金額及び関連損益金額が会計士による監査（又はレビュー）を受けていない財務諸表に基づき計算される場合には、会計士による不適正意見を受けている監査報告書（又はレビュー報告書）はこの限りではない。但し、上記の重要ではない子会社が金融持株会社の子会社である場合、その中間財務報告は法令の規定に基づき会計士による監査又はレビューを受ける必要がある。

二十五、毎年申告する内部統制声明書内容の変更により再申告・公告を行う場合、又は会計士の内部統制監査による「内部統制監査報告書」を取得した場合。

二十六、マスコミによる報道又は市場で広まっている情報が会社の有価証券価値に影響を与える場合。

二十七、取締役又は監査役が職権行使停止の仮処分を受けている場合、又は取締役会が取締役の職権行使停止の仮処分あるいは緊急対応により職権行使ができなくなる場合。

二十八、本準則第38、40条の規定により有価証券のグレタイ売買が停止又は中止される場合、又は上記の事項に重大な変更がある場合。

二十九、国内の発行者が海外で有価証券を発行しており、海外の上場所在地で申告した各期の財務情報において、国外と中華民国の適用する会計方針の不一致による差異があるため調整された海外財務諸表がある場合。外国発行者の財務報告が証券発行者財務報告作成準則に基づき作成されておらず、またその税引前純利益の累計差額がNTD1,000万以上に達している場合には、重大な差異項目及び影響額を開示する必要がある。

三十、会社が記者会見、法人説明会あるいはその他の方法により公開情報観測ステーションに入力していない財務業務情報を公開する場合の開催期日、時間、場所及び関連財務業務情報。興櫃会社が法人説明会を開催する場合又は法人説明会、記者会見に招待される場合の遵守事項は本準則第33条第1項第22号の各目の規定に準拠する。

三十一、取締役会が配当分配を決議した場合、取締役会又は株主総会にて決議された配当分配に変動がある場合、又は配当分配の基準日を決議した場合。

三十二、取締役会が定期株主総会又は臨時株主総会の開催期日、開催事由及び株主名簿記載停止の期日を決議した場合。

三十三、会社が主要な得意先又は供給元との業務取引の全部又は一部を停止し、また当該得意先又は供給元との取引金額が会社の直近の会計年度における総売上高又は仕入高の10%以上を占める場合。

三十四、会社法第369条第8項の3における会社の持分変動関連事由があり、また通知を受けた場合。

三十五、減資のために資本変更登記を行い登記が完了した場合の減資による財務諸表への影響（払込資本額と外部で流通する株数との差異、1株あたり純利益への影響を含む）及び株式再発行予定の作業計画。並びに、株式再発行作業計画の通り実行していない場合。

三十六、独立取締役が取締役会の決議、又は給与報酬委員会のメンバーが当該委員会会議の決議において反対意見あるいは限定付意見を表明し、かつその記録あるいは署名声明がある場合。監査委員会を設置する会社が証券取引法第14条の5の第2項の規定に基づき取締役会による決議事項について監査委員会から承認を取得せず、取締役全員の三分の二以上の同意を受けた場合。取締役会が承認した給与報酬が給与報酬委員会の提案金額より高くなる場合。

三十七、取締役及び監査役全体が発行者の現金増資による株数の引受を放棄し、放棄した株数が引受可能な株数の二分の一以上に達しており、また指定する者により放棄した株数を引き受けさせる場合。

三十八、会社が債権銀行と協議会議を開催して、その協議結果を確定した場合。

三十九、会計方針あるいは会計上の見積の変更

四十、関係会社への贈与あるいは非関係会社への重大な贈与

四十一、取締役会の決議による株式の買戻しが完了した、又は買戻し期間が満期となった場合。

四十二、その他の取締役会の決議による重大な決定がある、又は興櫃会社の株主持分或いは証券価格への重大な影響がある場合。

②発行者が前項各号事情のいずれかに該当する場合、第九号について、事実発生日の取引時間終了後に当該情報に関する説明を本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力することを除き、その他の各号について、事実発生日の次の営業日の取引時間開始前に当該情報を本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力する必要がある。但し、入力前に発表した新聞記事があった場合には、当該記事を同時に入力する。

③発行者は、第①項各号に列挙されている事情に関する情報がマスコミにより報道されていることを発見した場合、マスコミの報道日の次の営業日の取引時間開始前に当該情報に関する説明を本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力する必要がある。

④中華民国国外で有価証券を発行している発行者は、当該有価証券の存続期間において上場所在地及び登記所在地の法令又はその他証券取引所の規定により即時に申告すべき重大な事項がある場合、当該情報を同時に本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力する必要がある。また、上場所在地の証券監理機構又は証券取引所による質問事項が資本又は証券価格へ重大な影響を与える場合には、即時に質問書及び回答書の内容の副本を本センターへ送付する。

⑤発行者が第①項における事情があるにもかかわらず重大な情報を公布していない、又は第③項における事情があるにもかかわらず説明を行っていない場合、本センターはファクス、電話又は電子メールにて、所定期限内に関連説明を本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力することを発行者へ要請することができる。

⑥本センターは「興櫃株式取引情報に関する留意事項の公開・通知及び対応作業要点」の規定に基づき有価証券の取引に異常があることを発見した場合、「重大情報の公開説明表」（添付六）を記入し、ファックス、電話あるいは電子メールにて期限内に関連説明を本センターの指定するインターネット情報申告システムへ入力するよう発行者に要請する。

⑦第1項各号の情報申告期限は中華民国時間に準拠し、申告内容について中国語版を主とする。但し、英語訳の追加は可能である。上記の情報申告内容について中国語及び英語を問わず、誇張された内容あるいは宣伝に類似する内容を記載してはならない。外国発行者は情報申告を訴訟及び非訴訟代理人に委託することができる。

⑧発行者は未確定の情報あるいは事実に合致しない情報、あるいは以下各号の会社管理原則に該当せず、株主持分に影響を与える情報を任意で公開してはならない。

一、有効な会社管理仕組を構築する。

二、株主持分を確保する。

三、取締役会の機能を発揮する。

四、監査役の機能を発揮する。

五、利益に係る関係者の権益を尊重する。

六、情報の透明性を引き上げる。

⑨外国発行者は第1項第18号に列挙される事項の公告が不要である。

⑩興櫃会社の非上場（非店頭登録）で且つ興櫃未登録の重要子会社が第1項における各号に該当する場合は興櫃会社の重要情報とみなされる。興櫃会社が投資持株会社あるいは金融持株会社である場合、その重要子会社を除き、以下の子会社が第1項における各号に該当する場合は興櫃会社の重要情報とみなされる。

一、直近1年間の持分が投資持株会社の年度財務諸表における親会社株主に帰属する持分の2%以上を占め、投資持株会社の非上場（非店頭登録）で且つ興櫃未登録の子会社

二、社名に「銀行、保険、証券、先物あるいは債券」が含まれる、又は直近1年間の持分が金融持株会社の年度財務諸表における親会社株主に帰属する持分の2%以上を占め、金融持株会社の子会社

⑪前項に称する「重要子会社」とは、「会計士による財務諸表監査規則」第2条の1の第2項の規定に該当する重要子会社を指す。

⑫興櫃会社及び子会社が単一の企業に投資する際に、その投資総額が興櫃会社の親会社株主に帰属する持分の10%以上を超え、また当該被投資企業が中華民国国内公開発行会社ではなく、証券取引法施行細則第7条第1号～第8号に規定する事実が発生した場合、興櫃会社は上記の事実発生日あるいはマスコミ報道日の次の営業日の取引時間開始前に申告を代行する必要がある。

⑬興櫃会社が興櫃会社ではない親会社の子会社であり、その非上場（非店頭登録）で且つ興櫃未登録の親会社が第1項各号に該当する場合は興櫃会社の重要な情報とみなされる。親会社が外国会社である場合、興櫃会社は親会社の下記各号の事実発生日あるいはマスコミ報道日の次の営業日の取引時間開始前に申告を代行する。

一、持分に重大な変動があった。

二、営業方針に重要な変更があった。

三、重大な災害が発生し、減産又は生産停止に至った。

四、所在地の法令規定の変更により株主持分あるいは会社の運営に重大な影響を与えた。

五、親会社に関するマスコミの報道が中華民国の興櫃子会社の有価証券相場に影響を与えた。

六、その他、外国会社の所在地の法令規定により即時に申告する必要がある重要な事象が発生した。

第35条　本審査準則に称する「重大な情報説明記者会見」の「重大な情報」とは、発行者が自発的に提供した、又は本センターが自発的に調査した以下の事項を指す。

一、会社、その責任者、その親会社又はその子会社において預金不足による手形不渡り、取引拒否、又はその他信用喪失に係る事情がある。

二、会社及びその責任者が訴訟、非訟、行政処分、行政争訟、仮差押、仮処分又は強制執行等事件により会社の財務又は業務へ重大な影響を与えている。或いは、会社の代表取締役又は支配人が証券取引法、会社法、銀行法、金融持分会社法、商業会計法に違反する、又は横領、汚職、詐欺、背信、侵害により起訴される。

三、重大な減産、全部又は一部の生産停止、会社の工場又は主要な設備の賃貸、全部又は主要な構成の資産が担保となることにより会社の財務又は業務に重大な影響を与える。

四、会社法第185条第1項に規定されている各号事項のいずれかに該当する。

五、会社又はその親会社、子会社が会社更生又は破産の手続を行うこと、及び手続におけるすべての発生事件（全ての申請、裁判所による全ての通知又は裁定、又は会社法、破産法等関連法令に基づく裁判所による株式譲渡禁止の裁定、保全処分を含む）。

六、取締役会の決議を以って、減資、合併、合併の取消、分割、買収、株式の引受又は譲渡、解散を行う、又は金融持株会社の設立或いは金融持株会社への転換、持株会社又はその子会社への投資に参与する；合併、分割、買収へ参与したが、株式引受・譲渡会社の株主総会が事情により開催されていない、又は合併、分割、買収或いは株式の引受・譲渡の議案が否決された。但し、企業合併法第18条第6項に基づく非対称性合併における払込資本額NTD1億以下の非グレタイ売買市場上場会社、及び企業合併法第19条に基づき合併を行った企業を除く。合併された会社の額面が設定されていない場合、又は額面がNT$10ではない場合、上記の「払込資本額」を「親会社株主に帰属する持分」へ読み替える。

七、会社の内部統制に重大な不正行為及び関係会社間取引又は資産横領が発生した場合。

八、災難、抗議活動、ストライキ又は環境汚染が発生し、その保険による賠償金の受取前の見込損失が当該会社の払込資本額の20%又はNTD3億を超過した場合。の額面が設定されていない場合、又は額面がNT$10ではない場合、上記の「払込資本額の20%」を「親会社株主に帰属する持分の10%」へ読み替える。

九、マスコミによる報道又は市場で広まっている情報が会社の有価証券価値に重大な影響を与える場合。

十、会社法第369条第8項の3における会社の持分変動関連事由があり、また通知を受けた場合。

十一、取締役会又は株主総会にて有価証券のグレタイ売買の申請中止を決議した場合。

十二、会社が債権銀行と協議会議を開催して、その協議結果を確定した場合。

十三、その他の取締役会の決議による重大な決定がある、又は興櫃会社の株主持分或いは証券価格への重大な影響がある場合。

②発行者が上記各号のいずれかに該当する場合、「重大情報説明記者会見開催申告書」を記入し、情報内容を明記して本センターへ提出する必要がある。本センターは、受理を遅延する必要があるものを除き、事実発生又はマスコミによる報道の次の営業日前に、情報内容を説明するために指定した発言者又は発言代理人を記者会見へ出名させる。国外の法令において、発行者が本規定により行った重大情報に関する記者説明会見の開催時間に制限がある場合、発行者は国外の法令による時間制限の規定に従う必要がある。但し、重大情報を先に公布するほか、上記の記者会見の開催時間が中華民国の非営業日である、又は中華民国時間の21時以降となる場合には、中華民国の翌営業日における取引開始の前1時間内に開催することとなる。

③発行者は、第①項第六号に該当する場合、取締役会の決議に基づく非取引時間内に本センターにおいて説明記者会見を開催する必要がある。また、当該事情に参与した上場、グレタイ売買市場上場又は興櫃会社が1社以上である場合には、同時に説明記者会見を開催する必要がある。特殊な状況により予定時間の通り記者会見を開催することができず、本センターによる許可を受けている場合、当該情報の内容又は関連説明を本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力し、速やかに記者説明会見を再開催する必要がある。

④本センターは、発行者に第①項各号の重大情報があることを発見した、又はマスコミがそれを報道した場合、本準則第34条の規定に従い調査を行い事実であることを証明した後に、「重大情報説明記者会見通知書」を記入し、情報出所を明記して、該当会社へ送付する。該当会社は発言者又は発言代理人を指定し、本センターの所定期限内に記者会見に参加させ、説明を提出する。

⑤外国発行者は、本条の規定に従い記者会見を開催する際に、発言者及び発言代理人を指定するほか、訴訟及び非訴訟代理人又は独立取締役を参加させることができる。

⑥発行者は、映像を通して重大情報説明記者会見を開催することが可能である。但し、国内の発行者が第①項第一、二、六、十一号に該当する場合、又は本センターが重大な事項であると考える場合には、映像の方法にて開催することができない。

⑦前項の映像による記者会見について、事情があって開催又は説明することができない場合、発行者は、本センターの所定期限内に人員を本センターへ派遣し本センターにおいて当該人員により重大情報説明記者会見を開催する必要がある。

⑧発行者は、第②項に従い事実に従って申告書を記入し、また申告書へ会社及び責任者又は支配人の印判を押す必要がある。しかし、期限の関係上、発行者は予め申告書をファクスにて本センターへ送付し、その後、原本を郵送する。届いた原本とファクスによる副本との間に差異があった場合、発行者は公告・説明する責任がある。

⑨発行者の代理人が記者会見を開催する際に、発生した事実及び原因、会社の財務業務への影響、見込影響額並びに対応方法を詳細に説明し、関連資料を最小限20部用意しなければならない。

⑩発行者は、第①項各号のいずれかに該当する場合、「取締役会により合併、合併取消、分割、買収、株式引受・譲渡が決議された場合、合併、分割、買収或いは株式引受・譲渡へ参与している会社の株主総会が事情によって開催されていない場合、又は合併、分割、買収或いは株式の引受・譲渡議案が否決された場合、記者会見の開催と同時に又は開催後2時間以内に、第34条の規定に従い事件内容を本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力すること」を除き、各号における事情の実際発生日又はマスコミ報道日の当日に当該事件の内容を本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力する必要がある。但し、事実発生日あるいはマスコミ報道日に記者会見を開催した場合、遅くても貴社会見後2時間以内に入力する。

⑪発行者は本準則に従い事件の内容を本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力する前に、又は重大情報説明記者会見を開催する前に、外部へ一切の情報を公布してはならない。

⑫前条の基準に該当する興櫃会社の子会社あるいは興櫃会社ではない親会社の子会社の非上場（非店頭登録）で且つ興櫃未登録の中華民国国内親会社が第1項の各号に該当する場合、興櫃会社の重大な情報とみなされる。

第36条　発行者は、前条の規定に従い重大な情報を公布する際に、本センターの所定インターネット情報申告システムに規定されている様式にて、事実の発生経緯、原因、会社の財務及び業務への影響、見込影響額並びに対応方法を詳細に説明する必要がある。

②情報の正確性及び普及性を確保するため、発行者は重大な情報を公布する前に、一切の情報を個人的に公布することができない。

③発行者は公布した重大な情報について、その後、重大な変更がある場合、申告条項に基づき即時に更新する、又は補足説明する。

④発行者は重大な情報を公布すると同時に、副本にてその推薦証券会社へ通知する必要がある。主幹事証券会社は適切なルートにより当該情報を開示する。

⑤推薦証券会社はマスコミによる発行者に関する報道に留意し、虚偽の内容を発見した場合、真実を説明するために重大な情報を公布するよう発行者へ催促する必要がある。発行者が、催促されたにもかかわらず、重大な情報を公布していない場合、主幹事証券会社は即時に本センターへ報告する必要がある。

⑥本センターは、重大情報の開示の即時性、正確性及び完全性を調査するため、財務又は業務関連資料の提出を発行者へ要請し、必要であれば実地調査を行う。

第37条　発行者は、申告した情報に錯誤があった場合、発見時に、又は本センターからの通知を受けた後に正確な資料を直ちに入力し修正する必要がある。

②発行者の申告した情報について、本センターは関連情報システムにより外部へ公布するか、又は主務機関の調査のために提供をすることができる。発行者の申告した情報内容が虚偽である場合には、本準則に従い取り扱うほか、発行者が関連法令上の責任を負うこととなる。

**第六章　グレタイ売買の停止及び中止**

第38条　発行者が以下の事情のいずれかに該当する場合、本センターはその株式のグレタイ売買を中止させることができる。

一、主幹事証券会社を有していない。

二、1社の推薦証券会社のみを有している。

三、法令の規定に従い財務報告あるいは財務予測の公告・申告を行っていない場合、証券取引法第36条の規定に従い公告・申告した財務報告が関連法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠しておらず、虚偽表示が重大であり、修正あるいは再編成の通知を受けたものの改善期限を超過してもなお修正あるいは再編成をしていない場合、公告・申告した財務報告について監査担当会計士が意見不表明あるいは不適正意見の監査報告書を発行した、又は否定的結論あるいは意見不表明（レビュー範囲の制約）のレビュー報告書を発行した場合、又は公告した会計士によるレビュー済財務予測について監査会計士が否定的結論あるいは意見不表明（レビュー範囲の制約）のレビュー報告書を発行した場合。

四、規定に従い重大な情報の公開を行っておらず、また所定期限内に改善していない。

五、本準則第26条第①項の規定に従い株式事務を行っておらず、また本センターの所定期限内に改善していない。

六、会社法第282条に列挙されている事項に該当し、裁判所より会社法第287条第1項第5号の規定に基づく株式譲渡禁止の裁定を受けている。

七、外国発行者は、中華民国国内に居住場所あるいは滞在場所を有する訴訟及び非訴訟の代理人を有しない。

八、提出された承諾事項に違反している。

九、外国発行者が公告・申告した連結財務諸表が本準則第31条第③項の規定に適合していない。

十、本センター又は本センターの指定した会計士又は専門機構による監査を回避又は拒否しており、また事態が深刻である。

十一、その他、本センターがグレタイ売買を停止する必要があると考えた場合。

②前項の第六号の規定によりグレタイ売買を停止したことを除き、前項の規定に従いグレタイ売買停止の株式について、本センターは、公告日の翌日から起算して第5営業日にグレタイ売買停止の旨を即時に公告する必要がある。

③第①項第六号の規定によるグレタイ売買停止の株式について、本センターは、当事実を知った日又は裁判所による通知日又は興櫃会社による重大情報開示日のいずれかの早い日にグレタイ売買の停止を公告し、また公告日の翌日から起算して第１営業日にグレタイ売買を停止する。

第39条　前条の各事項により株式のグレタイ売買が停止されている発行者は、その原因が消滅した又はその他各号の原因が無くなった場合、証明書類を提出し、取引の再開を申請することができる。本センターは、調査により申請を許可した場合、公告日の翌営業日からグレタイ売買を再開する旨を公告する。

第40条　発行者が下記のいずれかに該当する場合、本センターはその株式のグレタイ売買を中止することができる。

一、当株式が本センターでグレタイ売買市場上場された又は中華民国証券取引所で上場されたものである。

二、本準則第38条の規定によりグレタイ売買を停止した期間が3ヶ月を超え、その取引停止に係る原因が消滅していない。

三、推薦証券会社を設けていない。

四、裁判所により破産宣告の裁定が下された。

五、裁判所により会社更生が許可された、又は会社法第285条の１第3項第2号の規定により会社更生の申請が却下された。

六、国内の発行者について会社法第9条、第10条、第11条、第17条第2項、第315条第1項第1号～第7号及び第397条に規定されている事項に該当している、又はその他の原因で主務機関より会社登記の却下又は解散指示を受けた、又は外国発行者について登記所在地の関連法令規定に違反したため、主務機関より会社登記の却下又は解散指示を受けた。

七、会社法第251条又は第271条に規定されている事項に該当している、又はその他の原因で中華民国又は登記所在地の関連主務機関より株式又は社債発行の申請が却下され、実態が深刻である。

八、発行者の申請又は本センターの指示により当株式のグレタイ売買を中止する必要があり、実態が深刻である。

②前項第一号の規定によりグレタイ売買が中止される場合、本センターは公告日の翌営業日からグレタイ売買を中止する旨を公告する必要がある。また、前項第二号～第八号の規定によりグレタイ売買が中止される場合、本センターは公告日の翌日から起算して15日目よりグレタイ売買を中止する旨を公告する必要がある。

③発行者の株式について、第①項の規定によりグレタイ売買が中止された場合、グレタイ売買中止日から6ヶ月以降、登録を再申請することが可能となる。

第41条　本センターは、本準則第38条～第40条の規定により興櫃株式のグレタイ売買の停止、再開及び中止を行った後に主務機関へ報告すると同時に、副本にて当株式の推薦証券会社へ通知する必要がある。また、推薦証券会社は適切な方法により開示する必要がある。

第七章　登録費用

第42条　発行者が株式のグレタイ売買登録を申請する際に、株式グレタイ売買登録手数料NTD2万を本センターへ支払う必要がある。但し、グレタイ売買登録済株式を所有する発行者が新株式のグレタイ売買登録を申請する場合、これに限らない。

②本センターが発行者の興櫃株式グレタイ売買申請書類を受け取り、受領書に署名した後は、発行者から受取った登録手数料の返却はできない。

第43条　興櫃株式グレタイ売買に係る費用について、発行者は本センターへ支払う必要があり、その費用の計算基準は下表の通りである。

中華民国発行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グレタイ売買株式額面総額 | 毎年のグレタイ売買申請費用比率 | 毎年の費用計算 |
| NTD3億以下 | 　 　0.02％ | NTD1百万あたりNTD200 |
| NTD3億超～NTD5億 | 　 　0.015％ | NTD1百万あたりNTD150 |
| NTD5億超～NTD10億 | 　 　0.01％ | NTD1百万あたりNTD100 |
| NTD10億超～NTD20億 | 　 　0.005％ | NTD1百万あたりNTD50 |
| NTD20億超～NTD30億 | 　 　0.0025％ | NTD1百万あたりNTD25 |
| NTD30億超 | 　 　0.00125％ | NTD1百万あたりNTD12.5 |

外国発行者

|  |  |
| --- | --- |
| グレタイ売買株式数 | 毎年の費用計算 |
| 3千万株以下 | 10万株あたりNTD200 |
| 3千万株超～5千万株 | 10万株あたりNTD150 |
| 5千万株超～1億株 | 10万株あたりNTD100 |
| 1億株超～2億株 | 10万株あたりNTD50 |
| 2億株超～3億株 | 10万株あたりNTD25 |
| 3億株超 | 10万株あたりNTD12.5 |

②前項の費用は最低NTD5万、最高NTD22万5千である。発行者は、毎年1月末までに当年度の株式グレタイ売買に係る費用を本センターへ支払う必要がある。

第44条　興櫃株式の初回グレタイ売買及びその後の増資による新株のグレタイ売買に係る当年度の費用について、前条に規定されている費用比率計算基準に基づき、グレタイ売買の月数の年間月数に占める割合によって計算する（１ヶ月に足らない場合、1ヶ月とする）。

②前項の費用について、発行者は、本センターとの興櫃株式グレタイ売買契約の締結時又は増資による新株のグレタイ売買申告時に支払う必要がある。

第45条　増資による新株のグレタイ売買に係る費用について、新株のグレタイ売買開始の翌年度から、本準則第43条に規定されている基準に従い、新株とグレタイ売買されている旧株とをあわせて費用を計算する。

第46条　発行者の株式のグレタイ売買が停止又は中止された場合、発行者は支払ったグレタイ売買に係る費用の返却を要請することができない。2013年1月1日から、本センターがグレタイ売買を中止した場合、本センターは該当年度に実際に興櫃登録して取引された月数を按分して計算した後（1ヶ月未満の場合は1ヶ月とする）、残りの費用を発行者へ返却する。

第八章　違法取扱

第47条　発行者が本準則第29条、第29条の1、第30条、第31条、第33条、第34条、第36条あるいは第37条の規定に違反した場合、本センターはNTD1万を契約違反金として請求する。

②発行者が本準則第35条の規定に違反した場合、本センターは、NTD3万を契約違反金として案件ごとに請求する。

③発行者が前二項のいずれかの規定に違反し、直近１年内に処罰された回数が当回を含み2回以上である場合、又は故意あるいは重大なミスによるものである場合、又は株主持分あるいは証券価格に重大な影響を与える場合は契約違反金としてNTD3万～NTD100万が科される。

④前三項において情報を追加開示する必要がある場合、発行者は本センターから通知を受けた後、所定期限以内に行う。期限内に行っていない場合は行うまで本センターより毎日NTD1万の契約違反金が科される。

⑤発行者が本準則第34条、第36条及び第37条の規定に違反した場合、本センターはNTD1万を契約違反金として請求する。事情が重大である場合には、第38条の規定に従い、発行者の株式グレタイ売買を停止する。事情が重大である場合、本センターは本準則第38条第①項第四号の規定によりその株式のグレタイ売買を中止することができる。

⑥発行者が本規則の規定に違反し契約違反金が科された場合、本センターはそれを公開情報観測ステーションで開示する。

第48条　推薦証券会社が本準則第36条及び第41条の規定に違反した場合、本センターによりNTD1万の契約違反金が科される。

第49条　本章の規定に従い契約違反金が科された場合、本センターから通知書を受けた後の5日内に契約違反金を本センターへ支払う必要がある。

第九章　附則

第50条　本準則は主務機関の承認を受けた上で施行する。改正を行う際にも同様である。

本準則の添付は本センターの総経理から承認を受けた上で施行する。改正を行う際にも同様である。